

岩手県告示第749号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成20年11月4日から同年12月3日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び二戸地方振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成20年11月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 名称及び住所 いわて県北クリーン株式会社 岩手県盛岡市中ノ橋通一丁目5番12号

(2) 代表者の氏名 脇本 又村

2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57

3 一般廃棄物処理施設の種類 ごみ処理施設（焼却施設）

4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 一般廃棄物（家庭ごみ、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、感染性廃棄物）

5 申請年月日 平成20年10月22日